

答申第22号（諮問第22号）

答 申

第1 本審査会の結論

令和6年6月10日付け三種総発一320により諮問のあったことについては、審議の結果、おおむね妥当であると認められるが、一部意見を付してここに答申する。

第2 諒問の概要

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定に基づく、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要な措置として、三種町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を新たに制定することを検討していることから、その内容について意見を求めるものである。

1 三種町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について

保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理措置として、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針に基づいて、三種町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を資料1のとおり新規制定する。

第3 本審査会の判断

本諮問の各事項に関する本審査会の意見は、次のとおりである。

1 三種町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について

諮問内容は、おおむね妥当と認めるが、下記第4のとおり、一部修正することが望ましい。

2 上記1のことから、本審査会は、「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第4 本審査会の付帯意見

規程（案）第8条教育研修について、研修の頻度についての規定がされていないため、年1回以上実施するなど規定することが望ましい。

規程（案）第40条第3項では、漏えい等事案が発生したとき、保護管理者は、特に重大と認められる事案が発生した場合は、直ちに総括保護管理者に報告するとある。特に重大な事案に該当するかどうかの判断を各保護管理者に委ねる内容となっているため、仮に漏えい等が発生しても、保護管理者が特に重大な事案に非該当と判断し、直ちに報告しなかった場合、総括保護管理者が発生の事実を把握できないおそれがある。

したがって、保護管理者には内容を問わずすべての漏えい等事案が発生、又は発生したおそれが生じた時点で総括保護管理者への報告を義務とすることが望ましい。

第5 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

| 年　月　日 | 審　議　経　過 |
|-----------|-----------------|
| 令和6年6月10日 | 諮問 |
| 令和6年8月8日 | 審議（令和6年度第1回審査会） |

第6 答申に関与した委員

本答申に關与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 小玉 陽三、委員 伊藤 誠、委員 成田 隆道